

2023年3月 決算関連資料一覧

公認会計士
阿部 光成

本稿は、2023年3月期に係る主な会計処理・監査関係の関連資料を一覧形式でまとめたものである。本稿は、決算期変更などの特段の状況にはない2023年3月期決算会社を想定して記載している。

2023年3月期決算においては、たとえば、2021年6月17日改正の「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針31号)が適用される。表中に記載している会計基準などによっては、未適用の会計基準等に関する注記や今後の適用への準備などを考慮し記載しているものがあるので、実際の適用に際しては適用時期等に注意していただきたい。なお、国際財務報告基準および「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」

は本表に含めていない。

表中の公開草案は、本稿の執筆時点(2023年3月1日)においてのものであり、今後の確定に留意していただきたい。

従来、日本公認会計士協会公表の「監査基準委員会報告書」の名称を用いていたが、監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日)の公表により、本表では「監査基準報告書」と表記している。

実務の便宜のため、関連資料に関して本誌で解説された掲載号をあわせて示している^(注)。

文中意見にわたる部分については私見であることをあらかじめ申し添える。

(注) 関連資料の本誌で解説された掲載号の年表記について、西暦下2桁で表している(例：23.3.20(No.1672)→2023年3月20日号)。

主な決算関連資料一覧

	主な内容	適用時期	関連資料
<会社法関係>			
事業報告・ 計算書類	<p>事業報告および計算書類の作成に際して次のことに注意する。</p> <p>【会社法施行規則】 事業報告において、各会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由を記載すること、特定完全子会社に関する事項、親会社等との間の取引に関する事項などに注意する。</p> <p>【会社計算規則】 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記(会計方針の変更に関する注記、退職給付引当金の計上基準など)および附属明細書について、会社計算規則に従って作成する(連結計算書類も同様)。</p> <p>【株主総会資料の電子提供制度】 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年12月11日、法律70号)のうち株主総会資料の電子提供制度に係る規定は、「会社法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(令和3年12月17日、政令334号)により、令和4(2022)年9月1日に施行されている。 上場会社等の振替株式を発行する会社においては、電子提供制度を利用しなければならず、令和5(2023)年3月1日以後に開催される株主総会から、株主総会資料の電子提供制度が利用される。</p> <p>2022年11月1日(2023年1月18日更新)の「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型」(改訂版)の公表は、株主総会資料の電子提供制度などに対応するものである。</p>	—	<p>① 会社法 →本誌14.8.10(No.1388)解説、本誌14.8.20・9.1(No.1389)解説、本誌15.4.1(No.1409)解説、本誌15.4.10(No.1410)解説、本誌15.4.20(No.1411)解説、本誌15.5.1(No.1412)解説</p> <p>② 会社法施行規則</p> <p>③ 会社計算規則</p> <p>④ 会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)(2022年11月1日(2023年1月18日更新)、一般社団法人日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会) →本誌23.1.1(No.1665)解説</p> <p>⑤ 計算書類に係る附属明細書のひな型(会計制度委員会研究報告9号)</p> <p>⑥ 会社法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年12月26日、法務省令43号) →本誌23.2.20(No.1669)解説</p>